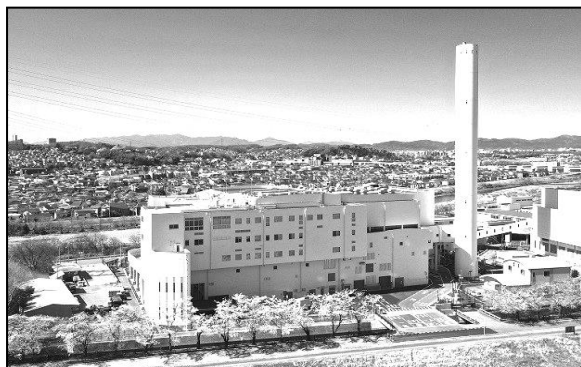


# ごみゼロ推進員（廃棄物減量等推進員）のしおり



令和4年7月

環境共生部ごみゼロ推進課

## 廃棄物減量等推進員(ごみゼロ推進員)とは、

「廃棄物減量等推進員（日野市では、「ごみゼロ推進員」と呼んでいます）」は廃棄物の処理及び清掃に関する法律で位置づけられており、ごみの発生抑制を進めていくために廃棄物減量等推進員制度が設けられています。

### 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第五条の八 市町村は、社会的信望があり、かつ、一般廃棄物の適正な処理に熱意と識見を有する者のうちから、廃棄物減量等推進員を委嘱することができる。

2 廃棄物減量等推進員は、一般廃棄物の減量のための市町村の施策への協力その他の活動を行う。

ごみ減量は、各地域と行政がきめ細かい情報交換を行いながら、地域に密着した啓発活動を行うことが必要です。日野市では、各自治会から推進員のご推薦をいただいています。



ごみゼロ推進員の皆さまには、地域と市を結ぶ窓口です。市と連携しながらごみ減量施策等にご協力いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

## 任期は？

任期は2年間(令和4年7月から令和6年3月まで)です。途中で交代しても構いません。

任期中に交代された場合は、変更された旨をごみゼロ推進課にご連絡ください(推進員の変更届をご提出いただきます)。

## 具体的にどのような仕事をするのか？

### 1. 年2回の研修会

推進員のみなさんにできるだけ研修会等にご参加いただき、市のごみ減量の取り組みやごみ処理の現状を学び、市からお願いしたい事項を地域のみなさんにお伝えいただきたい。

例) 役員会、班長会などで報告  
資料の回覧(ごみゼロ推進員のコメント  
などがあると効果あり) など



## 2. 「ダンボールコンポスト」(生ごみを堆肥化する容器)の普及

「ダンボールコンポスト」を活用し、生ごみの堆肥化を進めています。

説明会等を実施していますので、ぜひご参加ください。

詳細は「ダンボールコンポスト使い方講習会」を「広報ひの」  
「エコー」等でご確認ください。



## 3. 日野市クリーンセンター等の見学の推進

自治会の皆さんでぜひ、施設見学にいらしてください。

実際にプラスチック類資源化施設や可燃ごみ処理施設を見学することによってごみの出し方やごみの分類、分別、資源化の必要性が分かります。

ご予約は、プラスチック類資源化施設についてはクリーンセンター施設課をお願いします。 ☎ 042-581-0444

また、可燃ごみ処理施設の見学は、浅川清流環境組合をお願いします。

☎ 042-506-2923

## 4. 「危険です。」自治会の皆さんにお伝えください。

可燃ごみ、不燃ごみ、プラスチック類ごみの指定ごみ袋には、  
リチウムイオン電池、蛍光灯、電池は絶対に入れないでください。

※ごみを収集・処理する時に発火する恐れがあります。

※蛍光灯や電池に含まれる水銀等は地域環境を悪化させます。

※「有害ごみ」としてプラスチック類ごみの横に排出してください。

## 現在のごみ量

市民1人1日あたりのごみ排出量は令和3年度実績で616gとなり、平成12年のごみ改革以来最も少ない量となりました。令和2年度は、市民の皆さまのおかげで人口10万人以上50万人未満の市で全国第2位となりました。引き続き、ごみ減量・資源物のリサイクルをすすめる持続可能な社会づくりにご協力をお願いします。

## ごみ減量の取り組み

- ① Refuse リフューズ ごみになるものを持ち込まない（発生回避）
- ② Reduce リデュース 出るごみを減らす（発生抑制）
- ③ Reuse リユース 何度も使う（再使用）
- ④ Return リターン 販売店へ返す「容器包装お返し大作戦」（返却）
- ⑤ Recycle リサイクル 資源物は分別し、有効活用する（再生利用）



日野市は Refuse リフューズ(発生回避) を 最重要事項 と位置付けています。

使い捨て容器や過剰包装の製品はなるべく買わない。お出かけの際はできるだけマイバッグやマイボトル等を持参しましょう。

また、Return リターン（返却）も強く推奨しています。

「容器包装お返し大作戦」 にご協力をお願いします。スーパーなど、

市内 24 店舗に拡大！

「お返し&お買い物」 で、資源のリサイクルに取り組むお店を応援

しましょう！

## **生ごみ(可燃ごみ)の減量**    **すぐに実行できるポイント**

① 可燃ごみの約半分は生ごみです。生ごみを減らす工夫をお願いします。

また、食材は、使いきる工夫、食べきる工夫をお願いします。

発生した生ごみの半分以上が水分です。



- ・水分をできるだけ吸わせない。
- ・捨てる前に水分をひとしぼりする。
- ・乾燥させて重量や量(かさ)を減らす。
- ・生ごみ処理器等を利用し、堆肥化する。

### ○ 堆肥化

- ・**生ごみ処理器**を購入する際に半額補助(上限額有・電気式不可・事前にご相談下さい)を行っています。

ごみゼロ推進課 ☎ 042-581-0444

- ・“ダンボールコンポスト”(ベランダ等で簡単に生ごみの堆肥化ができる)も頒布(自己負担500円)しています。

石田環境プラザ ☎ 042-584-3317

② 雑誌雑紙類 (名刺サイズより大きな紙類)

名刺サイズより大きな紙類は資源になります。可燃ごみではなく、紙袋に集めてて雑誌・雑紙類の日に出しましょう。

本や広告、パンフレットなどは、まとめてひもで縛って排出してください。

## 禁忌品(リサイクルできない紙類)

以下のものはリサイクルできない紙類です。可燃ごみに出してください。

・臭いのついた紙類（石鹼箱、線香の箱など）、写真、和紙、半紙、ビニールコートされた紙、<sup>ろう</sup>蝋加工された紙（紙コップなども）、金紙・銀紙・油紙、<sup>しょうかてんしゃ</sup>昇華転写紙（<sup>なっせん</sup>捺染紙、アイロンプリント紙）、アルミコーティング紙、プラスチック紙、シュレッダーをかけた紙類 など

禁忌品目の紙類は、紙を再生する際、匂いを付けたり、色が染みだして再生紙とならない紙類です。必ず、可燃ごみで排出しましょう。

### ③ 容器包装プラスチック類等（ペットボトル、トレー、紙パックなど）

店頭で回収しているペットボトルやトレー、紙パックなどの資源物は、市の回収ではなく、出来るだけスーパー等のルールに守って“容器包装お返し大作戦”を行い、店頭回収ボックスに戻しましょう。

生産者側の責任で、回収・リサイクルしてもらいましょう。

新聞もできるだけ新聞販売店の回収や地域で行う集団回収に出しましょう。

